

九州／中継塔裁判ニュース

第37号 2012年1月27日

中継塔問題を考える九州ネットワーク

事務局／熊本市御領2-8-5／宮崎方
TEL & FAX 096-388-1765
http://www.geocities.jp/qsyu_net/
メール: miyasu38bb@ybb.ne.jp
郵便振替 01770-6-17814



最近の研究から ～ヤキメンコ論文を中心として～

電磁波環境研究所長 荻野晃也

昨年読んだ論文の中で、皆さんに紹介したいと思う論文のことを書くことにしました。「ヤキメンコ論文」(Yakymenko et al.: Exp.Oncol.2011.Jun.33(2)62-70)です。ウクライナの国立・実験生理学研究所:腫瘍学放射線生物学カベツキー研究所のヤキメンコ博士ら4人の著者によるもので、「ガンの増殖を引き起こすマイクロ波放射線の長期間被曝:レーダーと携帯電話通信システムからの証拠」とのレビュー論文です。それを読んでとても感激して、全文翻訳をしました。まず、その論文のアブストラクトを紹介しましょう。

「このレビューは、低強度のマイクロ波(MW)放射線の長期間被曝の発ガン効果の可能性に関して警告を発している疫学的で実験的なデータを議論することにある。最近、ある条件下での低強度MWが人間や動物のモデルにおいてガンの進行を実質的に引き起こすことが出来るという数多くの報告が明らかになっている。MW照射の発ガン効果は長期間(10年かそれ以上)後に典型的に現れる。更に、携帯通信の強力な基地局の絶間ない稼働は、報告によれば、その近くに住む人々にガン障害を劇的に増加させている。(略)。国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)を含む現在の規制当局で使用されている物理的(熱効果的)取扱に基づく非電離放射線の生物影響の評価に対して緊急な再評価を必要とするような証拠が今や増加している。最近得られた知識を使用した、非電離放射線の現行の安全限界値を再構築する必要性を最近のデータは強く示しているというのが我々の結論である。職業人と一般公衆の毎日のMW放射線の過剰被曝に対して、最大の制限を意味するような予防原則に基づいての規制がなされるべきであることを我々は強調する。」

その「序文」には、「通信技術の強力な発展によって最も明白で急速に増加する環境要因の1つになっている。専門家の推定によれば、人為的な線源からの電磁放射線(EMR)のレベルは自然界にある電磁界のレベルの千倍以上になっている」「人間の考えたEMRの人間の健康に関する悪い影響の可能性問題と、特にEMRによる可能性のある発ガン効果の非常に厳しい評価は特別に重要である」「つい最近のことであるが、この分野における非常に多くの特別に重要な研究が発表されてきている」と書かれていて、多くの最新の研究から「我々が解析したいのは、人間/動物の長期間の低強度マイクロ波(MW)照射によるガン増進を取り扱うような疫学的かつ実験的な両面からのマイクロ波の特別な生物的影響に関する研究結果である。我々は決定的な研究を重視したいのであり、曖昧なデータは解析しない」との立場で、95件もの論文を引用・検討している。「序文」以降の小見出しは、

レーダーと携帯通信システムのマイクロ波
マイクロ波放射線の安全限界
レーダー放射線とガン増進
携帯通信システムからの放射線とガン増進
マイクロ波によるガン増進のげっ歯動物モデル
マイクロ波と細胞の新陳代謝

ですが、まるで故チェリー博士の「電磁波の健康影響」の本の最新版のように思いながら読んだことでした。この論文はICNIRPの根拠をも非難していて、

「例えば、GSM-900MHzの標準規格では、ICNIRPの安全限界値は $450 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ と計算されることになる。ICNIRPの勧告は単なる勧告なのであって、法律としての正当性を持っているわけではない。(略)。例



延岡大貫訴訟の今後の裁判期日

◇第13回 口頭弁論 2月15日(水) 13:10～ 宮崎地裁延岡支部 法廷
【結審】原告と代理人による最終陳述があります。

えば、GSM-900MHzの標準規格でのMW限界値は：イタリアとロシアと中国で $10 \mu W/cm^2$ 、スイスで $4 \mu W/cm^2$ 、ウクライナで $2.5 \mu W/cm^2$ である。これでも明らかなようにウクライナを含む幾つかの国々では、特別に厳しい国の安全限界値を定めている。そのような国の考えは、古くからの電磁界の生物学分野での長い間の研究の積み重ねがあるからである。一方で、スイスのような幾つかの国々では、厳しい予防原則の思想に従っている(後悔するよりも良い防護を)。」

と記述しています。また論文中の疫学研究に関してのレビューの内、あまり知られていない職業人を対象とするガン増加研究のことを以下に紹介することにします。

アイスランドの民間航空機パイロット：

悪性黒色腫10.2倍

オランダの男性ジェット・パイロット：

急性骨髄性白血病5.1倍

ドイツの男性の操縦席乗務員：脳腫瘍2.1倍

ドイツの男性機内乗務員：

非ホジキンス・リンパ腫4.2倍

ワシントン州シャトル警察官：辜丸ガン8.9倍

ラジオやレーダの操作員：

急性骨髄性白血病2.6倍

ノルウェー女性でラジオと電話の操作員：

乳ガン1.5倍

などです。勿論、携帯電話使用による脳腫瘍の増加に関するハーデル論文やインターフォン研究結果をも紹介しています。特にインターフォン研究のヘビー・ユーザに関する使用時間があまりにも短く、ウクライナの調査では「学生の半数は1日に1時間以上を使用しており、2時間以上の使用者も4分の1もいる」ことを自分たちの研究結果を紹介しながら、インターフォン研究の欠点を指摘しています。また、私が紹介し忘れていた研究で、携帯使用とガン増加の疫学研究も書かれていますので、それを幾つか紹介しておきます。

イスラエル：耳下腺腫2.26倍

フィンランド：唾液腺腫5.0倍

米国：非ホジキンス型リンパ腫1.6倍

ドイツ：葡萄膜黒色腫4.2倍

スウェーデン：辜丸ガン 1.8倍(ズボンのポケットの中に携帯電話がある場合)

また論文では送受信基地局の周辺での疫学研究も詳しく紹介し、「世界中で150万台もの送受信基地局が設置されている」のだが、「世界保健機関WHOは携帯電話の影響研究を主に優先するよう指示しているが、送受信基地局の影響研究(2003～2006年に

WHOはおまけのようにして、基地局の影響研究を勧告したが)を妨げている」として、WHOをも批判しています。また、この論文ではラットやマウスの発ガンや生体影響に関する研究や、最近になって増加してきている生理学的な研究に関しても多くの論文を紹介しています。その上で、この論文は結論として次の様に述べています。

まとめて考えると、すでに十分に確信できるデータが現在もあり、長期間の低強度の電磁マイクロ波が勿論のことガン成長を増進させることが出来ることを我々は主張する。そうであるから、ICNIRPによる公的な勧告や安全限度値が決められているのだが、多くの国々の規制当局はマイクロ波放射線を出す技術的な装置、まず言えば携帯通信システムだが、に対して、最近の警告を発するデータに従って再評価されなければならない；そして、公平なリスク評価のための更なる研究が行われなければならない。現在、過度の被曝を最大制限することを示唆するような日々のマイクロ波被曝の低減のために、予防原則を広く実行することを我々は強く提案する。

この「ヤキメンコ論文」を読んで、初めてウクライナの基準値が $2.5 \mu W/cm^2$ と、国としては世界中で最も厳しい値であること、その値に決めた背景として「長い研究成果の積み重ねがある」からで、決して「予防原則」思想によるのではないと知っていることに驚いたのでした。旧ソ連圏での電磁波研究の中心がウクライナのキエフだったので。

2011年5月に、国際ガン研究機構が高周波に関しても「2B」指定にしましたし、インターフォン研究でもヘビー・ユーザの長期間使用での脳腫瘍の増加が裏付けられたこともあり、EU諸国は厳しい基準値の策定を急いでいます。2011年5月に発表された、EU評議会・議員会議の決議1815によれば「短期的には $0.1 \mu W/cm^2$ 、中期的には $0.01 \mu W/cm^2$ 」を参加各国に勧告していることを考えると、ザルツブルクの勧告値の正しさがますます明らかになってきているように思われます。

一方、この日本ではスマートフォンが大人気で、それとともに基地局の電波供給量が不足し始めており、2012年元旦には通話不能時間が長くなり、携帯会社は基地局からの電波の増強と新基地局の建設を急いでいます。福島原発事故でも多くの人々は放射線(ガンマ線も電磁波の仲間です)の被曝を強制されているのですが、それと同じことがこの電磁波でも起きているわけです。今まで以上に電磁波の危険性をより広く知らせる責任が我々にはあるのではないのでしょうか。お互いに頑張りたいものです。(2012.1.6)

延岡大貫地区KDDI基地局撤去裁判報告

弁護士 亀井正照

平成23年12月26日、原告側の最終準備書面を提出した。あとは被告からの反論を待ち、次回今年2月15日の期日で結審見込みだ。

延岡の携帯電話基地局撤去裁判は、基地局から放出される電磁波による健康被害が現に生じていることを主眼として提訴した。原告意見陳述、原告代理人意見陳述を複数回にわたって行いつつ、主張の応酬をしてきた。

去年の5月30日には現地での進行協議期日という形で、基地局周辺の状況や原告らの家屋の中の状況等を裁判官に見ていただき、どのような状況で健康被害が生じているのか見分していただいた。

去年の6月8日、電磁波測定に関して荻野晃也先生の証人尋問を実施し、その延岡大貫地区では他に例をみないほど強い電磁波強度が測定されており、ヨーロッパ議会で勧告されている数値の200倍もの数値が計測された箇所まであることが明らかになった。

原告のうち3名について「電磁波による愁訴の可能性が高い」との内容の所見書を作成された北里研究所病院の宮田幹夫先生に対し、書面による尋問という方法で証拠調べを実施した。ここでは原告らの健康被害の訴えが、思い込みなどではなく、身体症状として客観的に検出されていることが医学的に確認された。被告からは追加質問もなかった。

去年の7月6、7日と、連日にわたって、原告5名に絞った原告本人尋問を実施し、夫婦間でも一方の訴えに他方が無理解であったのに無理解であった他方配偶者まで被害が広がった状況、真夜中でも耳鳴りや頭鳴りから逃れるため遠方まで避難する原告、従業員や顧客にまで異変が生じつつある状況、自宅の住宅ローンを払いつつ、別途、家賃を払って借家に住まなければいけない原告など、原告らの訴えが法廷を圧倒した。

去年の10月12日、沖縄で医師をしておられる新城哲治先生の証人尋問を実施し、新城先生ご家族の健康被害の発生と軽減が環境によることや、マンション全体にわたる調査結果からも延

岡大貫地区と同様の健康被害が生じていることが明らかになった。

原告らの被害は多数に及び、深刻な内容であったし、延岡市役所の健康調査の結果とも、外国の疫学調査の結果とも、同じ傾向が示されたのである。なぜ、延岡大貫にばかり健康被害が生じるのかという疑問に対しても、その驚くべき高い測定値が雄弁に回答を出している。それらの健康被害が思い込みなどではないことも医学的に明らかにされ、原告らの健康被害が基地局からの電磁波によるものだという立証が積み上げられてきた。

この立証過程の総まとめの準備書面を提出したのであった。

今なお、被告から個別に反論が出ている段階であり、本年2月15日の結審に向けてまさに大詰め状況にある。被告も徹底的に争ってきており、裁判所の判断も予断を許さない状況にある。住民の健康と普通の日常生活の回復のために、最後まで手綱を緩めずに頑張ってください。

携帯基地局による健康被害をテーマに シンポジウム開催決まる

延岡大貫裁判の勝利を目指し、携帯基地局による健康被害を全国に知らせるためのシンポジウム開催が決まりました。現在、具体化の準備中です。

- ◆期日：2012年3月24日(土)
- ◆会場：東京ウィメンズプラザホール
- ◆主催：電磁波から健康を守る全国連絡会
現在、賛同団体の募集中です。

※当日の日程やプログラム等については、現在、主催者および関係者の中で検討が進められています。ピースウォークの計画も検討中ですので、詳しくは下記の全国連絡会WEBでご確認下さい。

※全国連絡会WEB:

<http://www.denziha.net>

延岡市大貫町のKDDI 基地局による健康被害 全国の話題へ

延岡大貫裁判の原告団の皆さんの頑張りがマスコミを動かす

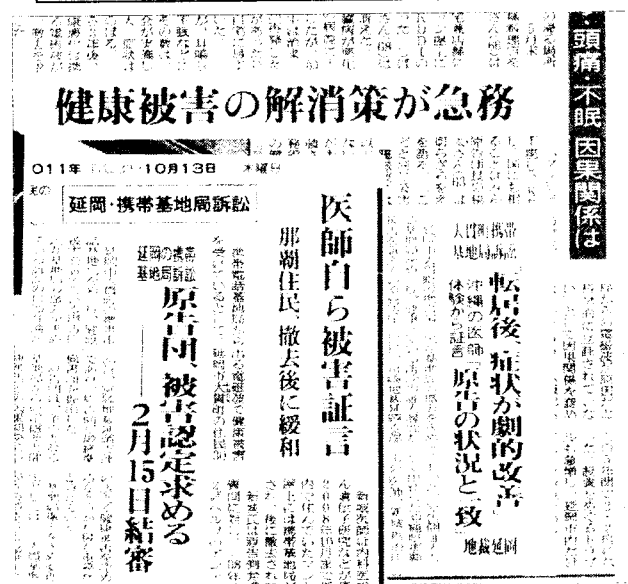
延岡大貫裁判が大詰めを迎えるなか、裁判のたびに原告団長の岡田さんから送られてくる新聞等を見ていて、感心させられましたので、今回はこれをまとめてみました。
(事務局 宮寄)

地元では新聞各紙が裁判を大きく報道
延岡大貫裁判では、控訴の段階から、裁判官の現地見分、荻野晃也氏の証言、原告本人証言、新城哲治医師の証言など、裁判の動きが系統的に、全国紙(宮崎版)および地方紙各紙で大きく報道されています。これは、これまでの九州各地の基地局裁判の中では創り出せなかったことです。

また、裁判とは別に、地元自治会も健康調査を実施し、その結果を示して延岡市長に健康相談の実施を要望し、延岡市が健康調査を実施しました。この模様も詳しく報じられています。

この裁判を取材した地元の記者のみなさんが、毎回の傍聴を通じて携帯基地局の電磁波問題に詳しくなったのだと思います。昨年末の12月26日「朝日新聞宮崎版」に、延岡支局長のコラム「2011取材メモから 携帯基地局問題」には、健康被害の家族を紹介し、国やKDDIのコメントも交えながら、「健康の不調を訴える人が多数存在し、可能性のある『原因』が指摘されているなら、国や事業者は詳しい調査をし、解消策をとる責任があるのではないか。」という記者の思いが語られていました。

裁判の模様を報道する地元の新聞各紙



週刊「AERA」2011.7.18号より

深刻な基地局の被害

WHOが初めて認めた携帯電話の電磁波の発がんリスクは、世界トップを占めた。また、携帯電話の中華基地局周辺に住む人々は、すでに深刻な健康リスクにさらされている。

「週刊東洋経済」2011.6.18号より

携帯電話基地局の電磁波は体に安全か

体調不良を訴える住民が続出 基地局撤去後、症状が急改善した事例も

宮崎県延岡市大貫町。KDDIの携帯基地局が設置された。住民からは健康被害を訴える声が続出している。

全国有力週刊誌、全国紙でも話題に
IARCの発表後、全国有力週刊誌、全国紙が携帯電話基地局の健康被害を大きく報道し始めました。

『週刊東洋経済』2011年6月18日号は、「もうニュースにだまされない 自身を守る科学知識」特集版で「携帯電話基地局の電磁波は体に安全か」という記事(3頁)を掲載しました。延岡市大貫町の基地局周辺での健康被害を詳しく紹介し、更に、新城哲治医師の沖縄県那覇市のマンションの健康被害も紹介し、最後に、「通信会社は安全と言うが、検証は十分とはいえない」と書いています。

『AERA』2011.7.18号は、特集「電力不足」は作られた／福島の子ども「体調異常」の中で『携帯基地局のそばで「耳鳴り障害」という記事(3頁)を掲載しました。『携帯電磁波の人体影響』(集英社新書)の筆者・矢部武氏の執筆で、延岡市大貫町の健康被害状況が詳しく紹介し、さらに全国の基地局問題、最後にフランスの裁判では基地局に差し止め命令が出たり、英国では各基地局の所在データがインターネットで公開されている事例を紹介して、日本政府の対応の遅れまでも指摘していました。

このほか『読売新聞』が医療ルネサンスの「増える環境過敏症」(2011.9)で、また、『女性セブン』(2011.6.23号)でも、延岡市大貫町の基地局周辺の健康被害が大きく紹介されました。



東京スカパー訴訟のご報告

原告代理人・弁護士 高木 一昌



第1 いよいよ大詰めを迎える東京スカパー訴訟

スカパーJSAT(株)を被告としてアンテナ設置差止めを求めた裁判(東京スカパー訴訟)が、昨年10月の期日から証人尋問の手続きに入り、いよいよ大詰めを迎えております。提訴が平成19年1月でしたので、早いものでもう5年が経過しております。

ちなみに東京スカパー訴訟の証人尋問のスケジュールは次のようになっております。

【第1回】2011年10月3日(月)午後1時30分～

原告証人 荻野晃也先生 主尋問(120)

被告証人 三浦正悦氏 主尋問(45)

【第2回】2011年12月19日(月)午後1時30分～

原告証人 荻野晃也先生 反対尋問(60)

被告証人 三浦正悦氏 反対尋問(45)

被告証人 河崎憲一郎氏 主尋問

【第3回】2012年2月20日

被告証人 河崎憲一郎氏 反対尋問

原告本人 F氏 主尋問&反対尋問

被告証人 菅井正実氏 主尋問&反対尋問

この原稿を書いている時点(平成24年1月)で、尋問期日も2回目を終え、本年2月20日の第3回を残すのみとなりました。尋問は、この5年にわたる訴訟活動の集大成ですから、絶対に成功させなければなりません。

第2 証人尋問を成功させるために

電磁波による健康被害は、近年になってようやく耳目を集めるようになってきた新しい問題であり、まだまだ社会の認知が足りないと思われます。東京スカパー訴訟は、電磁波による健康被害の危険性を世に訴えることも提訴の目的の一つですから、専門家証人に法廷で発言して貰う証人尋問手続は非常に重要です。幸い、日本における電磁波問題の第一人者ともいえる荻野晃也先生に原告側証人となることをお引き受け頂いたので、十分な体制で証人尋問に臨むことができました。

スケジュールをご覧頂ければおわかりのように、荻野先生に原告の主張に沿った証言をして頂く時間(主尋問)は120分しかありません。この限られた時間の中で、原告の主張のポイントをわかりやすく証言して頂くためには、十分な準備が欠かせません。

電磁波はとても「わかりにくい」テーマですが、裁判官や傍聴している原告ら住民の皆さんが、「なんだか難しい話でよくわからないな」という感想を持つようでは、とても尋問が成功したとは言えません。「わかりやすい」尋問にすべく、荻野先生には、京都在住にもかかわらず何度も上京して頂き、打ち合わせを重ねました。主尋問のシナリオ(質問と答え)も打ち合わせの度に、第1稿、第2稿…と改訂を重ね、最終的には第10稿となりました。荻野先生は、打ち合わせの度に、ご自身で最新の研究・論文を見つけては、そのエッセンスを弁護団にご教示くださり、また、電磁波(というより物理学全般)の基礎的素養に欠ける我々弁護団の質問に対しても、懇切丁寧に解説してくださいました。出来の悪い生徒に物を教えるのは非常に骨の折れる作業であったと思います。荻野先生には、全部で4本もの意見書も書いて頂きましたし、東京スカパー訴訟は、荻野先生のご協力がなければここまでこれなかったと本当に思います。

第3 第1回目の尋問期日

荻野先生の主尋問で心掛けたのは、“最新の”研究・報告について荻野先生にコメントして貰い、「研究が進むにつれて、電磁波の危険性が徐々に明らかになってきている」ことを裁判官に印象づけるようにする、ということでした。

冒頭で述べたとおり、東京スカパー訴訟は、提訴から5年も経過しておりますが、この5年の間には、原告にとって有利な研究・報告も相当出されておりますので、証人尋問の実施までに年月が掛かったことは決してマイナスではなく、むしろ“最新の”研究・報告を尋問で取り上げることができた、という意味ではプラスであると思っております。

フランスでは、2008年9月に、裁判所が「健康障害が生じる危険性については、国際機関やフランス政府当局がこの問題について予防原則の適用を推奨していることについては争いが無い」、「被告は本件について危険が存在しないことを立証していない上、予防原則を遵守する姿勢もなんら見せていない」等の理由を挙げて、通信会社に対して送受信施設の撤去を命じておりますし、2009年3月にも同趣旨の判決が出ています(日本の裁判所が同じ姿勢で判

断してくれるならば、東京スカパー訴訟も原告側が勝訴するでしょう)。最近では、IARCが高周波電磁波による発ガンリスクについて「2B」に指定したことなども注目されますが、主尋問で荻野先生にこれらについて言及して貰えたことは原告にとって幸いでした。

高周波電磁波の健康影響に関する研究・報告は、圧倒的に携帯電話に関するものが多く、スカパーが使用する電磁波の周波数帯(14GHz)に関する研究・報告は、ほとんど無いのが現状です。原告側の提出証拠の多くは、携帯電話に関する研究・報告であったことから、被告は、「電磁波の性質は周波数によって異なる」から「携帯電話の周波数帯に関する研究・報告は、本件電磁波(14GHz)の健康影響とは関係がない」というロジックで、原告の主張を批判していました。荻野先生の主尋問では、この点についての手当も不可欠でした。14GHzに関する研究がないのであれば、14GHzの周波数を使用するスカパーこそが研究すべきだと思うのですが、そうとばかりも言われていきません。この点については、荻野先生が、10GHz、50GHzの周波数の電磁波による生体への影響に関する論文を見つけてくださったので、「14ギガヘルツの上と下で影響があるとの研究が登場しているのだから、本件電磁波の14ギガヘルツの高周波も影響ありと考えるべき」という論法で、被告の主張に反論することができました。

荻野先生は、過去に「伊方一号炉原発訴訟」において原告補佐代理人を務め、活断層の上に原発を作ることの危険性を訴えていたという経歴があるのですが、当時は、今では当たり前となっている「活断層地震説」が裁判所に採用されませんでした。最近の新聞記事において、「伊方一号炉原発訴訟」の訴訟終結から17年経った今、当時の原告の主張(すなわち荻野先生の主張)が正しかったとする検証記事が載ったのですが、この記事についても主尋問で荻野先生に言及して貰いました。

荻野先生は、東日本大震災が起きる前から、原発の地震や津波に対する脆弱性を訴えていたのですが、その訴えが実らず、福島原発事故が起こってしまったことについて、以前にも「自分の主張が正しかったことが証明された、という思いは全くない。ただ起こってしまった現実が悲しい。」と発言されていたのですが、主尋問でこの点について証言されている時の荻野先生の声は涙ぐんでいました(荻野先生は「お恥ずかしい」とおっしゃっていましたが、私は「素晴らしいことだと思います」。

荻野先生は、せめて電磁波問題については被害が現実化する前に是非ともくい止めたい、という想い

で専門家証人となることを引き受けてくださいました。荻野先生の想いが裁判官にも伝わることを願ってやみません。

荻野先生の証言と対比的だったのが、被告側の三浦証人の証言です。三浦証人は、証言の中で、「科学的には」という言葉を多用し、スカパーの電磁波により健康被害が起こることは「あり得ない」と断言しておりましたが、その証言内容はまったく「科学的」には聞こえませんでした。ただ「科学的」という言葉だけが一人歩きしているような証言でした。荻野先生の証言の持つ重み、すなわち、科学的には正しい主張をしていたにもかかわらず司法がそれを排斥し誤った判断をしたという過去(伊方一号炉原発訴訟)、荻野先生が阪神淡路大震災の前から地震や津波による原発事故の危険性を訴えていたにもかかわらず、東日本大震災が起こり、指摘していたとおりの事故(福島原発事故)が実現してしまったという現実、その点について証言する際に荻野先生が流した涙、これらから来る圧倒的な荻野先生の証言の重みに比べて、三浦証人の証言はとても軽いものに思えました。

第4 第2回目の尋問期日

荻野先生の反対尋問についても、まったく問題はありませんでした。

荻野先生は、海外、国内を問わず、また健康影響あるなしの結論に係わらず、ほとんどの研究・報告に自身で目を通しており、電磁波による健康被害の危険性については信念を持っておられますので、被告代理人からどんな角度で質問されても、ぶれずに、動揺することなく、堂々と証言しておりました。一般事件で依頼者に証言台に座って貰うことは多いのですが、ここまで弁護士の期待通りに反対尋問を乗り切ってくれる方は多くありません。荻野先生は、研究者としてだけではなく、証人としても非常に優秀な資質をお持ちであると、感心しました。

ところで、原告側は、本件スカパー電磁波の波形図等が明らかでなかったこともあり、本件スカパー電磁波が、「間断ある変調電磁波」である可能性についても主張し、荻野先生も意見書で言及しておりましたが(これを本稿では便宜上「変調問題」と呼びます)、被告側は、反対尋問の時間の多くを、この変調問題に費やしました。要は、本件スカパーの電磁波が「間断ある変調電磁波」でないことを明らかにしたかったようですが、原告としては、変調問題は可能性の一つとして指摘しただけであり、間断ある変調電磁波でなくとも、14GHz電磁波による健康被害のおそれに係る原告の主張は揺らぎません。端的に言えば、変調問

題についていくら突かれても、痛くもかゆくもないのです。

他方、三浦証人への反対尋問については、主尋問で「科学的」という言葉を多用しながら、何らその証言内容が「科学的」でないことを裁判官や傍聴人に印象づけることができたと思います。

第5 東京スカパー裁判の今後

第2回の尋問期日の最後に裁判長から「職権で和解を勧告します」という発言があり、第3回の尋問期日(2月20日)に先立ち、2月6日に弁論準備期日が指定されました。

裁判所がどのような解決案を考えているかについても明らかにされておりませんし、原告として和解勧告に対してどのように臨むかについても、これから協議するところです。いずれにしても東京スカパー訴訟が重大な局面を迎えていることは間違いありません。提訴の根本目的である近隣住民の健康・安全・安心を勝ち取るために、これからも荻野先生ほか専門家の方々の協力を仰ぎながら、住民・弁護団一丸となって勝利的解決にむけて邁進する所存です。これからは東京スカパー訴訟をご支援くださいますようお願い申し上げます。

東京スカパー訴訟の荻野意見書より最新の研究論文

荻野意見書には最新の研究論文20余件が添付されています。その中で携帯電話関連の研究論文について、どのような研究かを紹介します。

エスメカヤ論文(2011) トルコ

900MHzパルス変調ラジオ周波数放射線は心臓・肺・精巣・肝臓の組織に酸化ストレスを誘因する Gen Physiol Biophys.(2011.Mar) 30(1)より
30匹のラットを使用し、特殊吸収比(SAR) 1.20W/kgで、1日に20分、3週間の間、900MHzのパルス変調RF放射線に被曝させられた。結果は、パルス変調RF放射線が、脂質の過酸化・NOxレベルの増加・抗酸化防護メカニズムの抑制を媒介にして、肝臓・肺・精巣・心臓の組織における酸化障害の原因となることを示している。

クウォン論文(2011) フィンランド

GSM携帯電話放射線は脳のブドウ糖代謝を低下させる J Cereb. Blood Flow Metab.(2011.Sep.14)より
13人の右利きの健康な男性の被験者に、902.4MHzの携帯電話通信のパルス変調信号を33分間被曝させた。結果は、短時間の携帯電話の被曝は人間の脳のエネルギー代謝を部分的に低下することが出来ることを示している。

デ・ルリス論文(2009) オーストラリア

携帯電話・放射線は試験管実験での人間精子の活性酸素種の生成とDNA損傷とを引き起こす Plos・One(2009.Jul.31) 4(7)E6446より
人間の精子が、1.8GHzでSARが0.4~27.5W/kgのRF-EMRに照射された。結果は、人間の精子のミトコ

ンドリアの活性酸素種の生成を増加させ、DNAの基礎となる成分を刺激しながら、それらの細胞の運動性と活性とを低下させ、そして最後にはDNAを断片化させる。この発見は、生殖年齢の男性の受精能力にも強く影響していることを示している。

ボルコウ論文(2011) アメリカ


携帯電話ラジオ周波数信号の被曝による脳のブドウ糖代謝の影響 JAMA.(2011.Feb) 305(8) 808pp~813ppより
募集した47人の健康な参加者に対して、携帯電話を左や右の耳に置き、50分間(音を消して「入」条件)働かせて脳のブドウ糖代謝を2回づつ測定を行った。結果は、携帯電話の「入」「切」で脳全体の代謝には差がなかったが、アンテナに最も近接した部位における代謝は、「切」条件に比べると「入」条件の方が明らかに高く、脳のブドウ糖代謝の増加と関係していた。この発見は未知の臨床上の重要事である。

オテロジユ論文(2010) ナイジェリア

携帯電話GSM基地局からのラジオ周波数放射線に被曝したマウスの精子の頭の異常の誘因に関する予備的研究 Bull. Environ. Contam. Toxicol.(2010.Jan) 84(1)
勤務先や居住地にある携帯電話(GSM)基地局からのラジオ周波数放射線の雄マウスへの被曝によって、精子の頭の奇形率が、比較群では2.13%だったのに、それぞれの場所では、39.78%と46.03%にもなっていた。精子の頭の異常発生は、被曝強度に対応していることもわかった。



コラム **今、振っている試験管から得られる結果が・・・**
 川崎医科大学 衛生学 大槻剛巳



大震災をはじめ、秋口の台風などによる水害等、自然の猛威とそれに曝さ今、振っている試験管から得られる結果が・・・れることによる科学技術の脆さがつまびらかになってしまった2011年が、それでも時間は確実にすべての人たちの上を流れていくことを改めて感じさせるように閉じていき、2012年が始まりました。

岡山県倉敷市にあります川崎医科大学(創設者の姓による命名です)の衛生学におります大槻剛巳(おおつきたけみ)と申します。私は本学を卒業した後、10余年血液内科学を専攻しておりましたが、1996年より現在の衛生学に所属し、主な研究領域は「珪酸やアスベストの免疫影響」です。衛生学という領域は環境からの健康障害について実験的に検証し、さらにその成果を臨床現場や社会の中に活かすことが目的ですので、教室の研究テーマ以外にも種々勉強しなければなりません。丁度、私がこの領域に入った頃にはシックハウス症候群や化学物質過敏症が話題として大きく取り上げられていた時期で、その勉強にと日本臨床環境医学会に参加したりしておりました。

その流れで2009年には第18回の学術集会を主催することになり、岡山市で開催いたしました。この学会では大学等の研究者による科学研究の発表が中心ですが、環境と健康の問題を捉えるに際して、科学という評価基準や、今の医学医療領域で云う処のEvidence Based Medicine (EBM) (「根拠に基づいた医療」と訳されます)として不備であっても、基本的に健康の不都合を抱えられた(あるいは被られた)人たちの声が原点であると考えて、「事例セッション」を設けました。一般演題のセッションの中に入ってしまうと、発表後の質疑応答などでも、科学領域の人たちが自分たちの基準だけで批判的な問いかけをしたりして、普通の人たちが何らかの原因で健康についてこんなに困っているのだ、という真摯な訴えを自分たちの領域の中だけの基準だけで収めてしまおうとしているような感触を常々抱いていたからです。

その時に、電磁波過敏症に関連して託麻の環境を守る会の宮寄さんや、札幌のVOC-電磁波対策研

究会の加藤さん、またシックハウスに関連してNPO 団体「VOICE. Labo」の小山さんや、しがシックハウス対策研究会の辻さんにご発表いただきました。会場に集まれた研究職の人たちにも概ね好評を頂戴し、また臨床の現場から研究の領域に入ってきていた自らの中でも、そこに何らかの症状を訴えていらっしゃる人たちがいるという事実、自分たちも正面から対峙しなければならないという重要性を再認識させていただきました。

研究の対象ということから、2005年のクボタショック(兵庫県尼崎市の旧クボタ神崎工場周辺の住民の方々から、本邦ではアスベストでしか生じない悪性中皮腫という、診断・治療なども一筋縄では解決できない予後の芳しくない疾患が多く生じていることが明らかとなったこと)によって社会的にも大きく取り上げられてきているアスベスト問題について、患者さんやそのご家族(あるいはご遺族)、そしてその支援をされている方々とも触れ合う機会が多くあります。勿論、臨床の現場で働いているのではないので私たちの研究成果や知識で支援することしか出来ておりませんが、特に私たちの教室で一緒に珪酸やアスベストの免疫影響について研究を進めてくれている教室員の皆は、実験系ということでその出自は理学部や農学部など医学医療系とは異なる出身者が多いことも事実であり、その中で、常々私は「医科学の領域、それも衛生学という領域で働いてくれているのも何かの縁であり、その時に『今、振っている試験管の結果が、今PCRという手法で増幅している遺伝子の発現解析の結果が、3年、5年あるいは10年先のアスベストによって健康障害を被られた人たちに対して福音となる』ことを祈って、そして信じて研究を進めよう」と云っております。

2012年は日本全体が新たに生まれ変わる節目の年になるのかも知れません。私たちが科学やEMBを不要なまでに拡大解釈することなく、真摯に健康障害の原点を忘れないようにしながら、医学研究を進めていきたいと思っております。何かありましたらお気軽に takemi@med.kawasaki-m.ac.jp までご連絡下さい。

大宰府東小と太宰府条例の問題

笠利 毅（携帯電磁波から市民と子どもの健康を守る太宰府市民の会代表・前太宰府東小学校PTA会長）

1. 問題の発端

太宰府東小学校は、太宰府市の山を開拓してきた住宅団地の端に位置する。その小学校の敷地から約40m、教室のある校舎から約100m、住宅地から約60mの地点にNTTドコモが土地を買って携帯基地局を建設したのは、2003年である。周辺住民への通告も一切なく、ある日突然建設された。

その後2010年6月にauが、NTT基地局と学校の間にある公園内の、学校敷地から約10m、住宅地から約40mの地点に建設するという計画が持ち上がった。

もともと基地局に不安を覚えていた住民は、auと市に対して計画の撤回を申し入れた。しかしながら、auの予定地が、公園の後ろにある丘の上の環境美化センターに移動しただけで計画は撤回されなかった。新しい予定地は、小学校敷地および住宅地から約100～120mふたりであった。予定地の所有者である市役所に対して撤回を幾度申し入れても相手にされないために、2010年9月からau局の新設計画撤回、東小横のNTT局の移動・撤去、および説明会等を内容とする条例制定の3つを内容として、小学校保護者と近隣住民で要望署名活動を開始した。署名は、2ヵ月で2500筆が集まった。

au問題は市が土地貸与をやめたためなくなった。一方NTTによる電磁波が高いことが判明して、問題はNTTの移動と条例の制定となって行った。

2. 請願採択

12月議会に、携帯基地局設置の適正化を求める請願を、公明党市議を紹介議員として提出した。請願内容は採択を優先して以下のようなものとした。

(1) 携帯各社に対して以下を指導すること、条例をはじめとする施策を立案・実施すること。
①携帯電話会社が、基地局の設置をする際には、保育所や小中学校からなるべく遠ざけること。
②携帯電話会社は、基地局の設置および改造を行う際、周辺の住民に対する説明会を実施し同意を得る努力をすること。
③教育施設の周辺に

すでに設置されている基地局について、基地局の移動や撤去等を含む環境改善に関する要望がある場合には、携帯電話会社は誠実な対応をすること。(2) 小中学校における電磁波の状況に関して、太宰府市が、問題の把握を行い、問題がある場合には改善措置を取ること。

請願は、最終的には17対2の圧倒的多数で採択された。圧倒的多数で採択された背景は、①市内で携帯基地局に絡んだ住民紛争が頻発しており、少なくない議員が苦勞していたこと、②基地局計画を撤回させた経験を持つ議員がたびたび議会で基地局問題を取り上げてきたこと、③保護者・住民の中に多様な政治的立場があり保守、公明、社民、共産と幅広いネットワークを組むことができたことなどがある。

3. 市の立場の変化

太宰府市長は、議会採択後に住民に面会した時には、請願した住民の立場に立つと言った。請願における市の役割は調整的なものであったが、市長は踏み込んで電波の停止実験を申し込むとまで述べた。ところが2011年4月の市長選挙の後、6月議会の議員質問への回答では、市長は、総務省見解の立場で、政府が安全と言っているのだから市として特別なことはしないと変わり、7月には請願内容は実施困難という市の立場と条例に代わる指導方針を決めた。

請願を実施困難とする理由は、政府基準より強い基準を考慮できない、周辺住民との合意を義務付けられない、すべての学校周辺500mからすべての基地局を撤去したら市全域がエリア外になるという、請願が述べていない極論をあたかも請願の内容であるように主張して実施困難と結論するものであった。

条例に代わる市の指導方針は、事業者による住民への説明、住民の紛争回避、市役所の調整という各立場の努力義務を簡明に1文ずつのべたものである。しかし事業者による住民説明の努力規定には、時期と範囲について一切言葉がない。市の議会説明では住民から要望があった場合の説明会ということで、事前ではない。東

小のNTT局のようにいきなり建設される事例や2,3軒にだけ知らせてすませる事例などは、指導方針上問題がないことになる。

4. 議員発議の条例と市長の再議

2011年4月の改選後、請願採択を受けて条例制定を目指す市会議員の勉強会がほとんどの会派が入って発足した。そして11月に新城夫妻の講演会を実施し、12月議会に条例案を提出した。

条例の目的は、紛争防止である。内容は、基地局を建てる際には、事業者が60日前までに事業計画書を市に提出、40日前までに供用範囲の住民に対して説明会をするというシンプルなものとなっている。事業者はこの手続きを経ればよいだけである。

ちなみに2010年の公明党浜田議員による国会質問に対する政府答弁では、携帯基地局設置にあたっての事業者への指導内容は、①事業者情報を周知すること、②要望があった場合、住民説明をすること、である。条例は、政府方針の延長にあるものであり、先行する各地での条例や要綱と骨子は基本的に同じある。

この条例は、12月議会で市長側から激しい切り崩しがあったものの、10対7で可決された。しかし市長は即座に再議を宣言した。①指導方針で十分、②条例ができたら太宰府に基地局ができなくなるというのが理由である。②は、業者による議会用文書そのままである。事前情報公開と住民説明があると設置しにくくなるというのは業者の本音であろうが、政府方針すら大幅に後退させるもので、行政の立場としては問題がある。2011年4月以降市は震災対応による多忙を理由にNTTと住民の協議を設定しなかったが、12月議会提出書類によると市は、忙しいはずのNTTと頻繁に会合を重ねていた。市と業者との距離感はどうなっているのかと思う。どちらにしろ市長発言だけに影響が危惧される。

再議は、1月30日の特別委員会とその後の本会議に行われる予定で、必要な3分の2を取れる見込みは今のところはない。議員たちは、予算等重大案件でないもので再議にかけた市長に非常に憤っており、再議が成立しても再び条例を提出する構えである。市長が再議をかけ続ければ市政は大混乱するであろう。

5. 健康被害

この問題に取り組む保護者達が、子どもの状

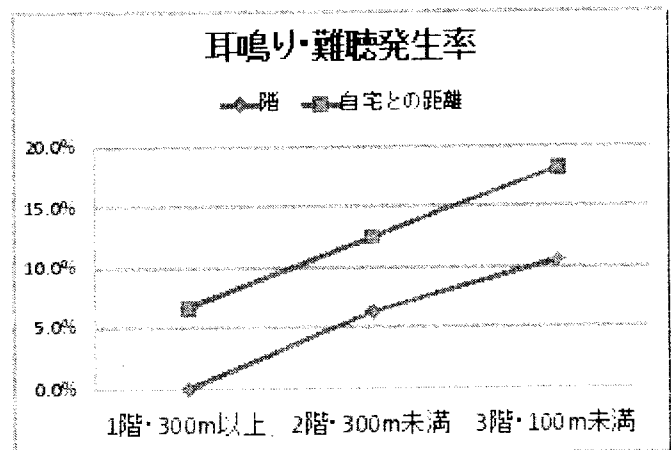
態が互いに似ていることを知り、2011年4月に健康調査に取り組んだ。東小児童数は約300名で、そのうち135名分の調査票が得られた。調査票の作成と分析の際には医師と専門家のアドバイスを受けた。

電磁波強度が非常に強くなるほど症状が出ていた。電磁波密度は簡易計測器で1階360、2階1100、3階2000（振り切れ）であった（単位は $\mu W/m^2$ ）。特に3階の4年生と5年生で症状が多発していた。これは成長段階によるものと言われそうである。しかし症状の多くは、電磁波が弱い1階に降りた6年生では改善していた。そして自宅が基地局から300m以上、100～300m、100m以内で、症状の発生率が顕著に増加していた。つまり電磁波強度が子どもの健康不良に影響していることが強く疑われた。また調査では携帯電話や無線ゲームの頻度も聞いたが、いくつかの症状ではこれらも関係していた。ここからも高周波電磁波は健康不良に関係すると言えそうである。

子どもの症状は、多岐にわたる。イライラ、頭痛、無気力、皮膚炎、筋肉痛、口内炎、めまい、難聴・耳鳴り、胸痛・動悸など。他の事例で多い鼻血については、入学したら出るようになったなどの個別の訴えはあったが、統計的にははっきりしなかった。子どもが、学校に行くと頭が痛い、耳鳴りがすると言っている。口内炎がしつこく出るようになった。いろんな訴えが保護者を通して寄せられた。

これらは健康被害であり公害である。しかし市は、総務省見解があるから安全であり健康問題は存在しないという立場である。

会社にしろ役所にしろ子どもを守ることを放棄したら日本はおしまいだと思う。



電磁波行政の真の改革めざし、創意工夫で 「規制部門を推進部局から独立させる」運動を

世界が電磁波問題に予防原則を適用する流れが広がる中で、これに逆行する日本政府の異常性について、本紙32号「ガラパゴス化の最たる事例 携帯電話」、36号「日本の異常性の背景を考える」で分析を試みました。その結果、日本政府が世界の流れに逆らわざるを得ない背景が判ったように思います。

以下、日本の異常性の背景、政府体制の欠陥、改善策の要求について、整理してみました。

日本の異常性とその背景

日本の異常性の経緯を調べる中で、「リスク有り」の兜研究を最低評価のC判定で報道を封殺した件(2003年)、また、WHOの「環境保健基準」を「これは正式文書ではない」といって勧告の周知を阻んだ件(2007年)など、政府が意図的に「電磁波リスク」を隠そうとする姿勢が見えてきました。

そこで、逆転の発想で、もし政府が、WHOの「環境保健基準」にある慢性影響(「0.3 μ Tから0.4 μ Tを超えると小児白血病の発症が2倍になる」)を認めればどうなるかを考えてみました。

- ①全国の高圧送電線沿線下の住民の不安が高まり、転居や高圧線の移転要求等が高まる。
- ②高圧送電線沿線下の地主や賃貸アパートの家主から補償問題が噴出する。
- ③高圧送電線沿線下の小児白血病患者、これまで亡くなった親族からの補償問題が出てくる。
- ④国に対しては、これまでの隠蔽工作も含めて責任問題が浮上する。
- ⑤電力会社には、高圧線網の移転や電磁波低減対策等に膨大な経費が降りかかる。

こう考えると、この事態になるのを怖れて政府と電力業界が運命共同体となって、国民に事実を知らせないように必死の姿勢が見えてくるのではないのでしょうか。この両者の癒着の深さと広がりについては、今回の福島原発事故でも明白になっています。

福島原発事故を契機とした反省

今回の福島原発事故を契機に明らかになった事故の背景に「政・官・産・学・メディア」(＝「原子力村」)の癒着があり、これが「安全神話」を生み事故への警戒を弱めたことが指摘されています。この癒着の背景に規制部門の「原子力安全・保安院」が推進部局の産業経済省に置かれたことが、国会でも指摘され、今回改善されることになりました。

即ち、今年の3月末で経済産業省の「原子力安全・保安院」が廃止され、4月からは新たに規制部門として環境省に「原子力規制庁」が設置されるようです。

これまで「電気の安全」(高圧線などの健康影響)等は、今回廃止される「原子力安全・保安院」の担当でしたので、これも環境省に移る事が期待されます。

政府の体制上の欠陥

海外では通用しないような異常性が、なぜ日本では通用しているのか。この問題は今回の原発事故の反省から浮かび上がった、規制部門が推進部局に組み込まれているからではないか。

即ち、規制部門が推進部局に組み込まれているため、電磁波の健康影響のようにグレーゾーンで、事業推進にマイナスになるものは、推進の障害と考えるでしょう。このため、推進部局の審議会・委員会で健康影響についての研究が実施されても、科学研究の正負両面を公平・中立に行う環境が整っていると考えることに体制上、無理があります。

本来、規制部門の役割は、推進部門のチェック機能であるはずですが、推進部局にあるため、その機能が発揮できていない体制に陥っていました。これが日本の異常性の温床になっていると考えます。原発や他の公害問題でも同様であり、予防原則が軽んじられる背景になっているのではないのでしょうか。

改善策の要求提案

昨年12月の総会で採択された当ネットワーク議案書では、この問題について、この異常性の背景は規制部門が推進部局に組み込まれていることが根本的な問題ではないか、高圧送電線問題は経済産業省、携帯電話は総務省などと日本の縦割り行政から生じた弊害の典型例であると現状を分析しました。

今回の「原子力安全・保安院」の解体廃止で、「電気の安全」等の担当部署も環境省に移管されると期待しましたが、産業経済省に残るようです。この背景には、電磁波の健康リスク隠しが曝露されるのを怖れての対応ではないかと推測できます。

ともあれ、電磁波問題の正しい解決のためには、原子力行政と同様に「規制部門を推進部局から独立させる」ことが絶対に必要です。この課題を実現させるためには、国・企業の抵抗を上回る、創意工夫した、広範で全国的な運動が必要だと考えます。皆様のご支援ご協力をお願いします。(事務局 宮寄 周)

最近の話題と情報

海外では「IARC発表をどう受け止めているか」

◆カナダ衛生省

携帯電話の電磁波対策を国民に呼びかけ

携帯電話から発せられる電磁波がガンを発病させる可能性があるという研究報告が発表されたことを受け、カナダ衛生省はこのほど、携帯電話を使用する際は電磁波の影響を抑える有効な措置をとるよう注意を呼び掛けた。特に子供を持つ親に対し、子供の携帯使用時間を制限するよう求めた。

◆欧州環境庁

予防原則の適用を推奨

欧州環境庁は、IARCが、携帯電話からの電磁波に脳腫瘍発症リスクの「可能性」があると判定したことを受けて、予防原則の適用を推奨するコメントを公表した。この分野に関する科学者たちの見解は統一されていないが、過去の危機対応における教訓に基づき行われた。

欧州環境庁は、電磁波と癌発症リスクのメカニズムがまだ解明されていないものの、携帯電話におけるリスクを示す科学的な研究結果が既に出ていることから、潜在的リスクに関する早期の警告は、特に子供に対して無視するべきではないとしている。

電磁波問題の出版情報

『携帯電話基地局の真実』(改訂版)

「知らせる会」の『携帯電話基地局の真実』が、IARCの「発がんの可能性」の情報を書き加えて、改訂版として増刷されました。基地局周辺での健康被害を広く知らせるため、普及に皆様のご協力をお願いします

※単価: 500円 (10冊以上は2割引)

加藤やすこ著「電磁波過敏症を治すには」

緑風出版／208頁／1700円

携帯電話など無線通信技術の発展と普及によって、電磁波過敏症の患者が急増するなか、認知度は低く、マスコミの報道も少なく、一般に知られていません。

電磁波過敏症は環境因子が原因なので、個人でできることと、社会全体で取り組まねばいけないことがあります。次世代の子どもを守り、よりよい環境と社会システムを作るための働きかけが必要です。本書は、電磁波過敏症の当事者からの体験談も含め、どうすれば治すことができるかを具体的に提案しています。

「原発をなくそう！九州玄海訴訟」始まる

九州では1月末提訴で「原発をなくそう！九州玄海訴訟」が始まります。

総会ではこの訴訟の原告募集に協力することを満場一致で決定しました。

現在、当ネットワークから20名余が原告に応募し、今後の2次提訴、3次提訴に向けて原告募集を継続しています。

原告にはだれでも参加できます。原告希望の方はご一報下さい。印紙代等として5000円が必要です。

九州玄海訴訟

真実を呼ぶ
1万人原告の
ひとりにな
って下さい。

この裁判は、すべての原発をなくすため、まず玄海原発を止める裁判です。

最近のマスコミ報道

◆『読売新聞』2011/11/18～全4回

9月の5回シリーズ「増える環境過敏症」に続き、11月にも4回シリーズで「続・増える環境過敏症」を掲載、第1回は「電磁波と子どもの不調」と題して、太宰府市小学校の携帯基地局電磁波によると思われる健康調査結果が報道された。(9～10頁参照)

◆『朝日新聞／宮崎版』2011/11/26

2011年を回顧した延岡支局長の「取材メモから」に「携帯基地局問題」が取り上げられ、「健康被害の解消策が急務」という記事が掲載された。

◆『毎日新聞／地方版』2011/12/1～

福岡県太宰府市議会の12月議会に「市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例」案が議員提案され、本会議で賛成多数で可決されたが、直後に、井上保広市長が地方自治法176条に基づく再議を提案、議案は継続審査とし、特別委で審議するが、再可決には3分の2以上の賛成が必要で、今のところ成立は厳しい。(9～10頁参照) この問題を毎日新聞記者が根気強く系統的に追っている。

編集後記

九州では太宰府市議会で可決された条例案に市長が再議を提案した。こんなの初めて聞いた。こゝまでやるか。どのような裏があるか、市長インタビューが27日に掲載されると聞いて、本紙の発行日を遅らせて待ったが、残念ながら今日の毎日新聞には掲載されなかった。この問題については当事者に寄稿(9～10頁)して頂いたのを読んで、注目して欲しい。(M)